

瑞穂学園いじめ防止基本方針（西鱈田小学校版）

1 いじめ問題についての基本的な考え方

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。

加えて、いじめの防止等の対策はいじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校は国、地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、法第2条で、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係※1にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とされる。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめは多くの態様※3があることから、いじめに該当するか否かを判断する際は「心身の苦痛を感じるもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

※3 「多くの態様」の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことをや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための手立て

(1) いじめ防止学習プログラムに基づく年間予定

- ① 学校教育活動の全般をピースメソッドの視点で位置づけ、年間の活動を通して、児童にいじめの防止のための基本的な資質を育成するよう活動を組み立てる。また個々の活動の中に必ずA視点「いじめ防止」、B視点「絆を深める」、C視点「人間関係の円滑化を図る」を設け、個々の活動を計画する。
- ア A視点：規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくり
(規範意識・居場所づくり)
- イ B視点：いじめ問題を児童自身が自分たちの問題として受け止め、主体的に考え、行動できるように働きかける(絆づくり)
- ウ C視点：お互いに認め合える人間関係を築く取組の推進(人間関係の円滑化)
- ② いじめの未然防止に「規律・学力・自己有用感」をキーワードに日々の学校生活の改善、分かる授業づくり、授業規律、言語環境の改善、社会体験・交流体験等を通じて「きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感をもつ子ども」を、小中一貫教育の視点をもち育てる。また、小中一貫教育という視点から中学校との連携を重視する。

月	児童等の活動予定	
4月	入学式 ほなみグループ顔合わせ会 1年生を迎える会 地域子ども会	
5月	小中挨拶強調運動 修学旅行 QU 持久走大会	小小連携活動
6月	いじめ見逃しゼロ強調月間 小中挨拶強調運動 自然教室 なかよしアンケート	
7月	地域子ども会	
8月	陸上練習 音楽練習	
9月	市親善陸上大会 音楽練習 運動会	
10月	いじめ見逃しゼロ強調月間 小中挨拶強調運動 市音楽祭 文化祭 QU	
11月	みずほスクール集会 ふるさとの森引継ぎ なかよしアンケート	
12月	地域子ども会	
1月	さいの神祭り 中学校体験入学 なかよしアンケート	
2月	節分集会 六送会週間	∇
3月	6年生を送る会 地域子ども会 卒業式	

4 いじめ問題に関する対応・措置

学校は教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処に当たる。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校は全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

《本校におけるいじめ防止のための教育活動》

- ・社会性の育成…小中一貫教育に基づく小小・小中交流活動、異学年交流活動、地域連携活動（いじめ見逃しゼロ運動）（深めよう絆スクール集会）（SSTの実施）
- ・自治能力の育成…児童会活動、学級活動での自主的計画運営活動
- ・学級づくり…構成的グループエンカウンターを取り入れた特別活動、行事をとおしてのグループ活動の充実、QUにかかる取組による計画的実践
- ・分かる授業づくり…関わり合いのある授業、授業のユニバーサルデザイン化、授業規律の明確化
- ・道徳教育…体験的活動による豊かな感性の醸成、自己有用感と命を大切にする心の育成

（２）早期発見

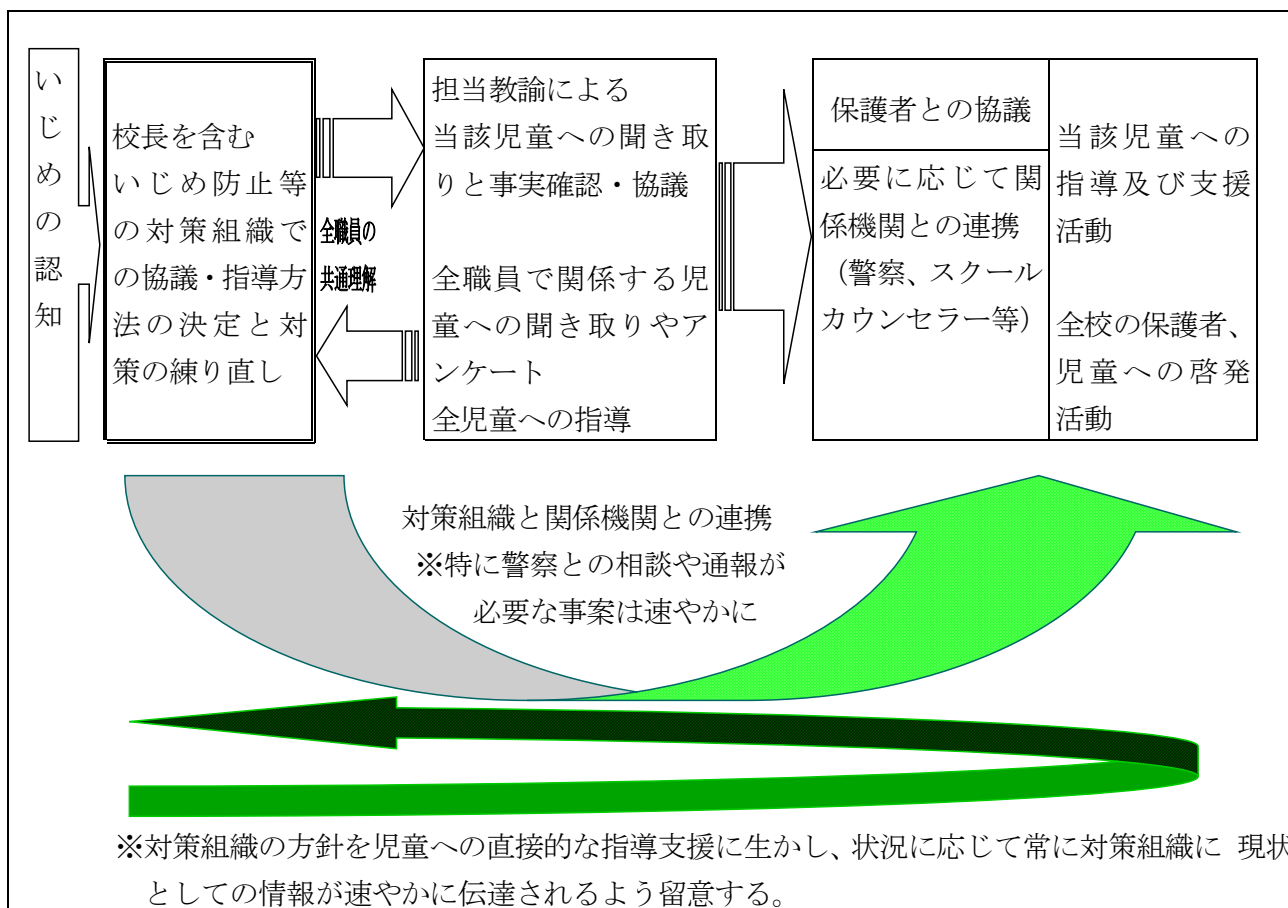
いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。それらのことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

《本校における早期発見の手立て》

- ・いじめ実態調査…なかよしアンケート、Q-U
- ・教育相談…定期教育相談会の実施、いつでも相談できる関係づくり
- ・Q-U …学級満足度、学校生活意欲度、ソーシャルスキルの診断
- ・カウンセリング…スクールカウンセラーの活用
- ・児童会の活動 …児童会の自主的活動

（３）いじめ認知後の措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童等を守り通すとともに、いじめた児童等に対してはその人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については可及的速やかに、教職員全員の共通理解を基に、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で誠実かつ丁寧に取り組む。



(4) いじめの認知と対応における留意事項

①聞き取り調査

いじめの加害・被害的立場を問わず、児童への聴き取り等を行う際は、行為が発生した時点の本人や周囲の状況を客観的に確認するとともに、被害的立場にある児童への傾聴を徹底し、寄り添いながら調査を行うこととする。さらに、それぞれの立場にある児童及びその保護者の意向を十分に配慮しながら対応にあたるように努める。

②児童の被害性

外見的には遊びやふざけ合いのように見える行為でも、見えない所で被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあること等を踏まえ、状況等の確認を行い、児童の感じる被害性に着目し、公正に見極める。また、いじめの類似行為についても、加害行為を行った児童には指導を適切に行う。さらに、いじめの被害は時間とともにその重さや質が変容することから、継続的に被害的立場の児童生徒への教育相談を中心にその被害性を確認する。

③指導のあり方

いじめ行為の全てが厳しい指導を要する場合とは限らない。好意で行った行為が意図せず相手方の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た教職員は、学校いじめ対策組織へ報告し、情報を共有する。また、被害的立場にあるものが加害側への指導を望まない場合などは、児童及びその保護者との相談

を繰り返しながら加害側への指導の必要性を説き、周囲が被害側を確実に守る体制を整えることを徹底して、指導に当たる。

(5) いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3ヶ月)継続していること。学校いじめ対策組織において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた、いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で学校いじめ対策組織において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、各教職員は、当該いじめのいじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察しなければならない。

5 いじめ防止等のための組織について

(1) 名 称 この組織を「校内対策委員会（いじめ不登校）」とする。

(2) 構成員 校長、教頭、教務主任、学年部主任、生活指導主任、養護教諭

警察のスクールサポーター、スクールカウンセラー を構成員とする。

※事案によっては学識経験者やスクールソーシャルワーカー、PTA役員、自治会役員等を特別構成員とする。

※スクールサポーターとスクールカウンセラーは市教委が直接依頼する。

(3) 組織の具体的な役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

6 重大事態にかかる対応について

(1) 重大事態の意味

- ① 「いじめにより」当該学校に在籍する児童等の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき

＜ 状況の例 ＞

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・ 児童生徒が自殺を企図した場合 | ・ 身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・ 金品等に重大な被害を被った場合 | ・ 精神性の疾患を発症した場合 |

- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- ③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応に当たる。

(2) 重大事態の調査

重大事態を認知した場合は、学校は直ちに教育委員会へ報告するとともに、迅速に初期対応にあたる。調査にあたっては、以下の事項に留意しながら、教育委員会の調査組織が学校との連携作業によって、調査を行う。

- ① 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したか、など上記内容について客観的な事実関係を可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
- ② 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。
- ③ 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- ④ いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合は、当該児童の心情を十分に配慮しながら、ていねいに聞き取りを行うとともに、心のケアを徹底する。
- ⑤ いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合（当該児童の死亡や入院など）は、当該児童の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議をし、適切な方法で調査する。

(3) いじめを受けた児童及びその保護者への対応

重大事態に係るいじめを受けた児童は心身ともに大きな傷を負っている可能性が強いことから、当該児童の心のケアと身体の安全確保を最優先事項として、次のような対応や支援を行う。

- ① 教員やカウンセラー等によって心情に寄り添う相談活動を継続的に行い、常に意向を確認しながら、解決方法について共に検討する。
- ② 聞き取りで得られた情報を基に、安心できる学習・生活環境を確保する。
学校はいじめの認知があった場合にはそのすべてを教育委員会に報告する。その中において、重大事態であるか否かの判断を教育委員会に仰ぐ。
- ③ 必要に応じて、保護者の了解のもとに、医療機関や警察と連携を図る。また、当該児童の保護者へは次のような対応や支援を行う。

- ア 学校管理下の有無を問わず、いじめの実態把握に全校体制で努め、対処について最善を尽くすことを伝える。
- イ いじめの事実や当該児童の心身の状況、対処方法について、具体的な内容を説明する。
- ウ ていねいに協議を繰り返し、意向を尊重しながら、望ましい解決方法を共有する。
- エ 保護者自身の不安をできる限り解消するためにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とのカウンセリングの機会を設定する。

(4) いじめを行った児童及び保護者への対応

いじめを行った児童に対しては人格の成長を旨として次のような対応を行う。

- ① 決して許されない行為であることを十分に認識させ、繰り返さないよう指導する。
- ② いじめを受けた児童の立場に身を置き、相手の痛みを推測させ行為の重大さを実感させる。
- ③ 再発防止を自ら誓うことができるよう指導する。
- ④ 保護者に対しては、いじめに係る事実をていねいに説明し、行為の重大さを当該児童と共に認識させるとともに、解決への協力を求める。
- ⑤ いじめを行った背景に注視し、当該児童の心の安定のため、関係機関と連携して支援を行う。

7 その他の学校の取組

- (1) いじめの防止等に関わる職員研修を定期的に行う。
- (2) いじめ防止等のため、学校運営協議会、PTA、自治会と連携していじめ防止等のための取組を強化する。
- (3) 常に警察等の関係機関と連携し、いじめ防止等に係る取組を強化する。
- (4) いじめ防止等にかかる上記の取組について「校内対策委員会（いじめ不登校）」において、PDCAサイクルにより取組の評価と改善の毎年実施
- (5) 瑞穂学園小中一貫推進会議や部会を活用し、学区での取組の評価と改善を図る。
- (6) 特にSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等におけるいじめやトラブル防止のため次の指導を徹底する。
 - ① 自分及び他人の個人情報（ID、パスワード、アカウント、アドレス、電話番号、個人を特定できる画像など）を掲載しない。
 - ② 自他を誹謗中傷する表現や品格を損なう不適切な表現を掲載しない。
 - ③ 出会い系サイト等の有害サイトへのアクセスをしない。（フィルタリングの設定を保護者に働き掛ける）
 - ④ 見ず知らずの人物と通信しない。
 - ⑤ いじめや暴力を受けているなどの情報を得た場合は速やかに家の人と学校に報告する。（人のSOSを見逃さない）